

令和3年度 大分西部森林管理署 公共工事契約状況

令和3年8月26日

分任支出負担行為担当官
大分西部森林管理署長 津脇 晋嗣

工 事 名		施 工 場 所		工事種別	工事概要	入札方式
中村森林事務所宿舎改修工事		大分県玖珠郡九重町大字上字野上34-1		建築工事	宿舎改修工事 1棟 64.59㎡	一般競争入札
予定価格（税抜き）		契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
4,365,000円		令和3年8月23日		大分県玖珠郡九重町大字町田512-1 小倉建設株式会社		
契約金額（税抜き）	工事着手の時期	工事完成の時期				
4,200,000円	令和3年8月	令和3年12月				

○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格

別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

別紙「競争参加資格確認結果書」（別添1）のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額

別紙「入札執行調書」（別添2）のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳

別紙「工事積算内訳書」（別添3）のとおり

中村森林事務所宿舎改修工事入札説明書

大分西部森林管理署の令和3年度中村森林事務所宿舎改修工事に係る入札公告（建築改修工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年7月14日

2 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 大分西部森林管理署長 津脇 晋嗣

大分県日田市中城町1-1

3 工事概要

(1) 工事名 中村森林事務所宿舎改修工事

(2) 工事場所 大分県玖珠郡九重町大字野上字野上34-1（別冊位置図のとおり）

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和3年12月17日まで

(5) 本工事は、入札及び資料の提出等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(7) 本工事は、平成28年12月20日改定の公共建築工事共通費積算基準から積算した工事である。

(8) その他

① 競争参加資格申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。

・受付窓口：大分西部森林管理署 総務グループ

大分県日田市中城町1-1

電話 0973-23-2161

・受付時間：9時から17時までとする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードである。

4 競争参加資格

(1) 「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和3・4年度九州森林管理局競争参加有資格者名簿「建設工事」の業種区分「建築一式」に登録された、「C又はD等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること（「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、

九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)

- (3) 「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成 17 年度以降公告日の前日までに元請として、次に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。)
- 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち、実績の最も高いもので評価するものとする。

・ 同種工事

建築工事(新築又は増改築工事で躯体、外装、内装工事を含む建築一式工事をいう。)

- (5) 「建設業法」(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく「主任技術者又は監理技術者」(以下「主任(監理)技術者」という。)の配置については、次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を配置できること。
- ① 技術士(建設部門又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))、2 級建築施工管理技士、2 級土木施工管理技士、2 級建設機械施工技士又は林業技士(森林土木部門に限る。)以上の資格を有する者であること。
- これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 1 人の者が上記(4)に掲げる工事において、次の職務の経験を有するものであること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合に限る。)。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち、1 社の主任(監理)技術者が上記(4)の条件及び(5)の①の基準を満たしていれば差し支えない。ただし、この場合の評価においては、配置を予定する主任(監理)技術者となる者で行うものとする。
- ・ 主任(監理)技術者
 - ・ 主任(監理)技術者の下で行った工程管理、出来形管理、品質管理及び安全管理のうち、いずれか 2 以上の職務の経験のある者
 - ・ 現場代理人
- ③ 当該工事を受注した場合において、主任(監理)技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に 3 か月以上あること。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- なお、主任技術者の専任に係る取扱いについては、工作物に一体性若しくは連続性のある工事又は施工にあたり相互に調整を必要とする工事で、かつ、工事の施工管理区域の間隔が 10km 程度の接近した場所において、同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項が適用できるものとする。
- この場合において、主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事について、原則 2 件程度とする(監理技術者は対象とならない)。
- (6) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び総合評価資料(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「指名停

止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 「建設業法」に基づく本店又は支店若しくは営業所が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。

(9) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(12) 下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事を施工するために締結した全ての下請契約について、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約(受注者が直接契約締結するものに限る。)の相手方とすることはできない。(ただし、適用除外者は除く。)

5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合におい

て、上記 4.(1)及び(3)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

また、当該確認を受けた者が競争に参加するには、開札の時ににおいて上記 4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、次に定める期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

① 電子入札システムによる場合：

ア 提出期間：令和 3 年 7 月 15 日から令和 3 年 7 月 30 日までの休日を除く毎日、9 時から 17 時までとする。

イ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式 1）及び「資料」（表紙 1 及び別記様式 2、3）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が 3MB を超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（電子メール送信容量は 6MB 以内とする。）とし、締切り日時までに必着すること。郵送、電送又は電子メールにより提出する場合には、必要書類の一式を郵送、電送又は電子メールにより送付することとし、電子入札システムによる送信との分割は認めない。

また、郵送、電送又は電子メールにより提出する場合は、次の内容を記載した書面（様式は自由とする。）を電子入札システムにより、申請書等として送信すること。

(ア) 郵送、電送又は電子メールする旨の表示

(イ) 郵送、電送又は電子メールする書類の目録

(ウ) 郵送、電送又は電子メールする書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送、電送又は電子メールの場合の送付先は、次のとおりとする。

〒 877-0011 大分県日田市中城町 1-1

大分西部森林管理署 総務グループ

電話 0973-23-2161

メールアドレス：ky_ooitaseibu@maff.go.jp

ウ ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式により作成すること。

- ・ 一太郎 Pro 以下
- ・ Microsoft Word（Word2010 形式以上）
- ・ Microsoft Excel（Excel2010 形式以上）
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- 圧縮ファイル LZH 形式

② 紙入札方式による場合：

ア 受付期間：令和 3 年 7 月 15 日から令和 3 年 7 月 30 日までの休日を除く毎日、9 時から 17

時まで（12時から13時までを除く。）とする。

イ 受付場所：〒 877-0011 大分県日田市中城町1-1

大分西部森林管理署 総務グループ

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

①の同種工事の施工実績、②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるもの限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」（別記様式2）、「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式3）を添付すること。

① 同種工事の施工実績

上記4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

② 配置予定の技術者の資格等

ア 上記4.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、継続教育(CPD)の取組実績、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載すること。

イ 他の工事の従事状況においては、国、県、市町村及び民間全てにおいて、専任又は非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、専任により配置すべき工事に該当する場合であって、配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、現場施工に着手する時点（工程表等の施工計画書類を提出する時点とする。）において、次の事項を満たしていること。

(ア) 他の工事の完成検査が終了していること。

(イ) その他の事由により当該工事に専任できること。

ウ 配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。

エ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差支えないが、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書等の取下げ又は入札辞退を行うこと。

なお、申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

オ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにも関わらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ 実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合には、発注者との協議により、主任（監理）技術者を変更（下記16.に後述する。）できるものとする。

③ 契約書の写し

ア ①の同種工事の施工実績、②の配置予定技術者の同種工事の経験及び③の発注森林管理署等管内の森林土木工事実績においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録されており、その内容が①、②及び③の内

容を確認できる場合は、工事カルテの写し（一般データ及び技術者データをもって施工の証明とする。）を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。

イ CORINS に登録のない工事又は CORINS で工事の内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の写しのほかに施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事实績及び主任（監理）技術者の従事实績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付のないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 資格確認通知書の写し

競争参加資格及び格付等級の確認のため、令和 3 年度及び令和 4 年度に係る一般競争の「資格確認通知書」の写しを提出すること。

(4) 申請書等の作成説明会

原則として実施しない。

(5) 申請書等に対する審査等

本工事に係る申請書等に対する審査及び評価は、大分西部森林管理署において行い、発注森林管理署等の競争契約参加資格審査会において審議、決定する。

(6) 申請書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む。）は競争参加資格を認めない。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和 3 年 8 月 4 日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 資料のヒアリング

原則として実施しない。

(9) その他

① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

③ 提出された申請書等は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者、又は申請書等が適正と認められなかった者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は申請書等を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

① 提出期限等：令和 3 年 8 月 16 日までの休日を除く毎日、9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

② 提出場所：上記 3.(8)の①に同じ。

③ 提出方法：電子入札システム又は書面の持参による。電子入札システムによる場合は、送信の後に、上記 6.(1)①に提出した旨を電話により通知すること。紙入札方式の場合は持参するか郵送による提出は認めるが、電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和 3 年 8 月 17 日までに説明を求め

た者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。

7 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由とする。）により提出すること。

① 受領期間：令和3年7月15日9時から令和3年8月10日17時まで。

持参する場合は、上記期間内の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

② 提出場所：上記3.(8)の①に同じ。

③ 提出方法：電子メール、書面の持参又は郵送による。電子メールによる場合は、送信後に、上記3.(8)の①に提出した旨を電話により通知すること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子メールにより質問した者については、電子メールにより回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧に供するとともに、九州森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

① 期間：令和3年8月11日から令和3年8月17日までの休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

② 場所：上記3.(9)の①に同じ。

8 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる入札の締切りは、令和3年8月18日10時00分。

(2) 紙入札方式により持参する場合の締切りは、令和3年8月18日10時00分とし、大分西部森林管理署会議室において入札。

(3) 開札は、令和3年8月18日10時10分に、大分西部森林管理署会議室において行う。

(4) 紙入札方式による入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

9 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得たときは、入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。

なお、郵送等による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付（保管金の取扱店 日本銀行大分支店（日田代理店））。ただし、次の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

- ① 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行大分支店（日田代理店））
- ② 金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 大分西部森林管理署）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額については、工事請負契約約款第 4 条第 2 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 4 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 46 条第 2 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に読替えるものとする。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。なお、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法：工事費内訳書を上記 5.(1)①ウに示すファイル形式により作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

イ 郵送について：工事費内訳書が 3MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送により入札締切り日時までに必着すること。この場合は、工事費内訳書の一式を郵送するものとし、電子入札システムによる送信との分割は認めない。

また、郵送に当たっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書の上、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、次の内容を記載した書面（様式は自由とする。）を作成の上、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(ア) 郵送する旨の表示

(イ) 郵送する書類の目録

(ウ) 郵送する書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は上記 3.(8)①に同じ。

ウ ファイル形式：電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記(1)①アと同じ形式により作成し、入札書添付欄に添付すること。

② 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しない。

- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要とする。）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、分任支出負担行為担当官（補助者を含む）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第 7 条第 11 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(5) 提出された工事費内訳書を必要に応じ、公正取引委員会に提出することがある。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、「林野庁電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月）に定める立会官を立会わせて行う。紙入札方式による場合にあつては、競争参加者又はその代理人が立会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて開札を行う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書等に虚偽の記載を行ったものがした入札及び、入札説明書・入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について、虚偽又はそれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

14 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中から予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内をもって入札した他のもののうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 上記(1)において、落札者となる者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決める。ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回った場合は、下記16.に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

15 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を締結しないことがある。

なお、実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任（監理）技術者を変更できるものとする。変更については、次の内容を満足することを条件とする。

(1) 病休、退職、死亡、その他の事由による場合。

(2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

(3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、主任（監理）技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び施工経験を有するものとし、契約関係図書に示す事項を満たすこと。

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。また、落札者が決定したときは、遅滞なく契約担当官等が定める期日（7日を目安として定める。）までに契約を締結するものとする。

17 支払条件及び違約金

(1) 前金払 有

(2) 中間前金払及び部分払 中間前金払 無 部分払 無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約約款第 34 条第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、第 5 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、「10 分の 6」を「10 分の 4」に、第 6 項及び第 7 項中「10 分の 5」を「10 分の 3」に、「10 分の 6」を「10 分の 4」に、読替えるものとする。

(3) 甲の解除権行使に伴う違約金の額については、工事請負契約約款第 4 条第 2 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 4 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 46 条第 2 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に読替えるものとする。

18 火災保険の要否 無

19 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3.(8)の①に同じ。

20 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、上記 6.(1)の資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時から17時まで稼働している。

(5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」（平成 17 年 2 月）を参考とすること。

(6) 電子入札システムの操作及び障害発生時等の問い合わせ先は次のとおりである。

・農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時から16時まで

電話：048-254-6031

FAX：048-254-6041

e-mail:help@maff-ebic.go.jp

(7) 入札参加希望者が電子入札システムにより書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を

送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(8) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合には、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から通知する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子入札システム機器（パソコン）の前で待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

入札執行調書

件名 中村森林事務所宿舍改修工事

電子入札システム

日時 令和3年8月18日 10時10分

場所 大分西部森林管理署会議室

執行者 大分西部森林管理署 農林水産技官 津脇 晋嗣

確認者 大分西部森林管理署 農林水産技官 白石 裕次

立会者 大分西部森林管理署 農林水産技官 森本 明

番号	入札者名	第1回		第2回		備考
		順位	金額	順位	金額	
1	小倉建設株式会社	1	4,200,000			落札(電子)
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(注)金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注)執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係ない職員とする。

